



3 循 第 213 号
令和 3 年 6 月 2 日

株式会社京都環境保全公社
代表取締役 鍋谷 剛 様

京都府知事 西脇 隆俊



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。

なお、同条例第 3 条第 2 項の規定により、この通知を受けた日から 2 年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 産業廃棄物処理施設設置等の目的
現在実施中の埋立事業を継続するために、隣接自社所有地の谷筋に管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハに掲げる施設）を増設する。
- 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石 1 番 1 ほか 45 筆
- 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
(1) 処理方式：管理型最終処分場
(2) 処理する産業廃棄物の種類
産業廃棄物：燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13 号廃棄物（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
特別管理産業廃棄物：廃石綿等
- 事業計画書提出年月日
令和 2 年 11 月 9 日

担当	京都府府民環境部 循環型社会推進課
電話	075-414-4717